

農林省設置法案

648

農林省設置法目次

- 第一章 總則（第一條～第五條）
- 第二章 本省（第五條～第四十五條）
 - 第一節 内部部局（第五條～第十二條）
 - 第二節 附屬機關（第十三條～第三十五條）
 - 第三節 地方支分部局（第三十六條～第四十五條）
 - 第一款 農地事務局（第三十七條～第四十一條）
 - 第二款 資材調整事務局（第四十二條～第四十三條）
 - 第三款 作物報告事務所（第四十四條～第四十五條）
- 第三章 外局（第四十六條～第七十四條）
 - 第一節 食糧厅（第四十七條～第五十八條）
 - 第一款 總則（第四十七條～第四十八條）
 - 第二款 内部部局（第四十九條～第五十三條）
 - 第三款 附屬機關（第五十四條～第五十五條）
 - 第四款 地方支分部局（第五十六條～第五十八條）
 - 第二節 林野厅（第五十九條～第七十三條）
 - 第一款 總則（第五十九條～第六十條）
 - 第二款 内部部局（第六十一條～第六十四條）
 - 第三款 附屬機關（第六十五條～第六十六條）
 - 第四款 地方支分部局（第六十七條～第七十三條）

第三節 水産庁（第七十四條）

第四章 職員（第七十五條—第七十六條）

第五章 公園（第七十七條）

附則（第七十八條—七十九條）

内一

農林省設置法

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林省の前掌事務の範囲及び権限を明確に定めることともに、その前掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三條第二項の規定に基いて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とす。

（農林省の任務）

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良整備及び農山漁家の福祉の増進を図り、以て國民經濟の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う。政府機關とする。

一 農林畜水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）、油脂及び農林畜水産業専用物品（ヒヤウカルシウム以外の化學肥料、農機具、漁網、漁船及び漁船用機器を除く。）の生産の増進を図ること。

二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通消費を規制すること。

三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品（漁船及び漁船用機器を除く。）の検査並びに貿易及び通商の監視、税關設立等を行うこと。

四 農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

- 五　農林畜水産業及び農山漁業に關する調査を行い、及び統計を作成すること。
 六　農山漁業の生活の改善を図り社会的經濟的地位の向上を圖ること。
 七　土地改良事業を行うこと。
 八　農業失業再保険事業、漁船再保険事業及森林火災保険事業を行うこと。
 九　国有林野事業を行うこと。
 十　國營競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。
 (農林省の権限)
 第四條　農林省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律へこれに基く余令を含む。」に従つてなされなければならぬ。
 一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な施設を設置すること。
 二　收入金を徵收し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
 三　所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 四　所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用具、研究用資材等を調達すること。
 五　不用財産を処分すること。
 六　職員の仕送及び罰金を行ひ、その他職員の人事を管理すること。
 七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及びこれを管理すること。
 八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。
 九　所掌事務に関する統計及び調査資料を颁布し、又は刊行すること。
 十　所掌事務の監査を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
 十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

- 十一　農林省の公印を制定すること。
 十二　所掌事務に係る物資の割當又は配給を行ふこと。
 十三　所掌事務に係る物資の割當又は配給を行ふこと。
 十四　所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し又は禁止すること及びその生産(加工及び修理を含む。)出荷若しくは移動又は工事の施行を禁ずること。
 十五　所掌事務に係る物資の生産(加工及び修理を含む。)、出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し又は禁ずること。
 十六　所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は借用を命ずること。
 十七　農業協同組合、農林中央金庫その他所掌事務に係る團体につき許可及び認可を与えること。
 十八　所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を与えること。
 十九　中央卸売市場につき認可を与えること。
 二十　所掌事務に係る輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。
 二十一　指定農林物資検査法(昭和二十三年法律第二百十号)の規定に基づく指定農林物資の規格を定めること。
 二十二　農業災害に関する再保険事業を行うこと。
 二十三　食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。
 二十四　農業及び農産種苗の登録を行うこと。

- 二十五 農畜産物及び肥料、農業その他農畜産業用物品の検査を行うこと。
- 二十六 輸出入動植物を検疫し、その輸入場所を制限し、これらのものを消毒し、廃棄し、又は收受を禁止すること。
- 二十七 自作農を創設するため、農地等を取得し、管理し又は処分すること。
- 二十八 小作園主その他の農地の利用園主の争議の調停に與与すること。
- 二十九 農地の価格、移動雇用及び小作物を統制すること。
- 三十 開拓適地を選定すること。
- 三十一 地主に資金を貸し付けること。
- 三十二 地主に開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し及び処分すること。
- 三十三 国営土地改良事業を実施し、これを都道府県に委託すること。
- 三十四 土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 耕地面積及び農作物の作況その他の農林畜水産業に関する報告を徵すること。
- 三十六 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)に基づき都道府県その他の試験研究機関に対し補助金及び委託金を交付すること。
- 三十七 種畜の検査を行うこと。
- 三十八 家畜及び家きんの労働及び殺を制限すること。
- 三十九 獣医師、養蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。
- 四十 國營競馬を行うこと。
- 四十一 地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
- 四十二 生糸の検査を行うこと。

- 四十三、蚕種製造業、製糸業、輸出生糸問屋業及び生糸販売業を許可すること。
- 四十四、蚕病の予防駆除又は桑畠の検査のために必要な措置を命ぜること。
- 四十五、主要食糧の供出割当を行うこと。
- 四十六、主要食糧を買い入れ、壳り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること。
- 四十七、主要食糧の価格を決定すること。
- 四十八、食糧庁の所掌事務に係る団体にへき、許可及び認可を与えること。
- 四十九、主要食糧及び飲食料品の検査を行うこと。
- 五十、国有林野の境界を査定すること。
- 五一、国有林野の処分を行うこと。
- 五十六、保育林の輸入及び解除をすること。
- 五十七、森林火災国営保険事業を行うこと。
- 五十八、狩獵鳥獣の種類、狩獵の区域及び時期を定めること。
- 五十九、国有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。
- 六十、木材、薪炭、加工炭その他の林産物を^{及ぶ}検査すること。
- 五十四、森林組合その他の所管行政に属する團体に關する許可及び認可を与えること。
- 五十五、民有林の森林治水事業を行ふこと。
- 五十六、保育林の輸入及び解除をすること。
- 五十七、森林火災国営保険事業を行うこと。
- 五十八、狩獵鳥獣の種類、狩獵の区域及び時期を定めること。
- 五十九、国有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。
- 六十、木材、薪炭、加工炭その他の林産物を^{及ぶ}検査すること。
- 六十一、木材を買ひ入れ、木材又は薪炭を生産し、壳り渡すこと。
- 六十二、薪炭を買ひ入れ、壳り渡し、財課すること。

- 六十三 水産庁設置法へ昭和二十一年法律第七八号(第二條)に規定する権限。
- 六十四 所掌事務に係る事務の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。
- 六十五 前各号に掲げるものの外、法律へこれに基く命令を含む。に基き農林省に属せられた権限。

第二章 本 省

(内部部局)

第一節 内部部局

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農政局

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

2 農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。
(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に關じ、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
三 大臣の官印及び省印を管掌すること。
四 公文書類を接受し、送達し、編集し及び保存すること。
五 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに金計の監査に關すること。

- 六 国有財産及び物品を管理すること。
 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
 八 行政の考査を行うこと。
 九 海外事務に關すること。
 こう報に關すること。
 十 法令案の審査その他總合調整に關すること。
 十一 農林畜水產物及び農林畜水產業兩物賣の割当又は配分に關する調整並びにこれらの物賣の輸送に關する連絡を行ふこと。
 十二 資金に關する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行ふ團体及びこれら團体の行う金融業務の指導監督を行うこと。
 十三 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業團体の指導監督を行うこと。
 十四 中央卸売市場の指導監督を行うこと。
 十五 貿易政策の指導監督を行うこと。
 十六 農村負債整理に關すること。
 十七 輸出入に關する連絡調整を行うこと。
 十八 規格及び検査の調整を図ること。
 十九 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬しない事務に關すること。
 一 農業行政に關する企画を行うこと。

(農政局の事務)

第八條 農政局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 農業の經營の改善を図ること。
 二 農業協同組合その他農業に關する團体の指導監督及び助成を行うこと。
 三 農畜産業に關する奨励及び保険に關すること。
 四 農業夫賃同保険特別会計の經理を行うこと。
 五 農山漁家の經營改善のためにする農村工業の指導、助成を行うこと。
 六 農業改良のための試験研究の指導、助成を行うこと。
 七 農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(食糧庁の所掌に屬することを除く。)
 八 肥料、機械具、農業、その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(炭酸カルシウム以外の化学肥料及び農機具の生産に關することを除く。)
 九 農産物へ主要食糧を除く。及び農業専用物品の検査に關すること。
 十 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の検疫に關すること。
 十一 肥料配給公團に關すること。

(農地局の事務)

- 第九條 農地局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 農地に關する企画を行うこと。
 - 二 自作農創設特別措置を圖ること。
 - 三 農地の移動使用を統制し、その地農地關係の調整を図ること。
 - 四 土地適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
 - 五 土地、入植及び當農の指導助成を行うこと。
 - 六 地主者資金の融通を行うこと。

- 七 白作農創設特別措置特別金計及び開拓者資金融通特別金計の經理を行うこと。
- 八 國營土地改良事業に関すること。
- 九 土地改良事業及び土地改良区の指導監督及び助成を行うこと。
- 十 開拓用機械、器具及び資材の管理あつ旋に因すること。
(農業改良局の事務)
- 第十一條 農業改良局においては左の事務をつかさどる。
- 一 農林省の所掌事務に関する統計の企画及び実施についての連絡調整を図ること。
- 二 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
- 三 農村の統計的經濟調査を行うこと。
- 四 前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
- 五 国立国会図書館農林省支部図書館に関すること。
- 六 農業へ畜産業を含み蚕糸業を除く。以下本條同じ。) 及び農民生活に関する自然科學的研究の企画並びに開拓試験研究機関の行う當該試験研究の連絡調整を行うこと。
- 七 農業及び農民生活に関する經濟的研究の企画及び実施並びに關係研究機関の行う省課研究の連絡調整を行うこと。
- 八 農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。
- 九 農業改良助長法に基いて、都道府縣その他試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。
- 十 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上を図ること。
- 十一 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に從事する者の能力の向上を図ること。

- 外三
四三
- ること。
- 十二 開拓試験研究機関の試験研究の状況及びその成果を調査すること。
- 十三 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。
- 十四 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換についての資料を收集し、整理し、及び刊行すること。
- 2 統計調査部においては、前項第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 研究部においては、前項第六号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する試験研究に関するものとつかさどる。
- 4 普及部においては、第一項第八号、第一号及第十三号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するものとつかさどる。
- 第五條 農業行政に因する企画を行うこと。
- 二 農業改良整備を図ること。
- 三 家畜及び家畜の改良及び増殖を図ること。
- 四 高産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五 有畜農の奨励を図ること。
- 六 放牧の改良整備を図ること。
- 七 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関する事務。

- 九　家畜及び家きんの衛生並びに輸出入動物及び畜産物の検疫に関する事。
- 十　獣医师及び裝蹄師の指導監督を行うこと。
- 十一　国営競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。
- 十二　国営競馬事業特別会計の経理を行うこと。
- 十三　飼料配給公団に關すること。
- 2　競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げた事務をつかさどる。
(蚕糸局の事務)
- 第十二條　蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。
- 一　蚕糸行政に関する企画を行ふこと。
- 二　蚕糸及び蚕糸^繭用物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 三　蚕病の予防を図ること。
- 四　蚕糸の検査に關すること。
- 五　蚕糸の需要調査を行ふこと。
- 六　蚕糸業に關する団体の指導監督及び助成を行ふこと。
- 七　蚕糸に関する試験研究を企画し並びに關係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。
- 八　農事試験場
- 第二節　附屬機關
- (附屬機關)
- 第十三條　第三十五條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

内田
茶葉試験場
園藝試験場
畜産試験場
農業総合研究所
農事改良実驗所
蚕糸試験場
家畜衛生試験場
肥料検査所
農事試験所
输出品検査所
生糸検査所
動植物検疫所
農村工業指導所
農業機械管理所
国営牧野事務所
競馬事務所
馬鈴薯原種農場
茶原種農場
種畜牧場

(農事試験場)

第十四條 農事試験場は、太刀掲げる事務を行ふ機関とする。

- 一 農業技術の改善に關する試験
- 二 土じょう、肥料その他農業に關係のある物質の分析、鑑定及び調査
- 三 種苗の生産及び販布

四 農事に関する講習

2 農事試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌せらるため、所要の地に、農事試験場の支場を設けることができる。

4 農事試験場の内部組織並びに支場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

第十五條 茶業試験場は、茶葉に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び製茶標本の配布を行う機関とする。

2 農業試験場は、静岡県に置く。

3 農業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園藝試験場)

第十六條 園藝試験場は、園藝に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の配布を行う機関とする。

2 園藝試験場は、神奈川県に置く。

- 3 農林大臣は、園藝試験場の事務を分掌せらるため、所要の地に園藝試験場の支場を設けることができる。
- 4 園藝試験場の内部組織並びに支場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(畜產試験場)
- 5 第十七條 畜產試験場は、家畜、家きん、蜜蜂、畜產物、畜力の利用、飼料及びきゆう肥に關する試験、調査並びに畜產に関する分析、鑑定及び講習を行う機関とする。
- 2 畜產試験場は、千葉県に置く。
- 3 農林大臣は、畜產試験場の事務を分掌せらるため、所要の地に畜產試験場の支場を設けることができる。
- 4 畜產試験場の内部組織並びに支場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(農業総合研究所)
- 5 第十八條 農業総合研究所は、農業に関する経営上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。
- 2 農業総合研究所は、東京都に置く。
- 3 農林大臣は、農業総合研究所の事務を分掌せらるため、所要の地に農業総合研究所の支所を設けることができる。
- 4 農業総合研究所の内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(開拓研究所)

第十九條 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 土地及び水の農業上の開拓利用に関する調査研究

名 称	位 置
宇都宮農事改良実験所	宇都宮市
前橋農事改良実験所	前橋市
熊谷農事改良実験所	熊谷市
千葉農事改良実験所	千葉市
立川農事改良実験所	東京都立川市
長岡農事改良実験所	新潟縣古志郡
富山農事改良実験所	富山市
福井農事改良実験所	福井縣安積郡
龍王農事改良実験所	茨城縣新治郡
長野農事改良実験所	長野市
本巣農事改良実験所	岐阜縣本巣郡
静岡農事改良実験所	静岡市
安城農事改良実験所	愛知縣碧海郡
鈴鹿農事改良実験所	鈴鹿市
宇治農事改良実験所	京都府久世郡
彦根農事改良実験所	滋賀縣栗太郡
明石農事改良実験所	明石市
敵摩農事改良実験所	兵庫縣高市郡

名 称	位 置
札幌農事改良実験所	北海道札幌郡
黒石農事改良実験所	青森縣南津輕郡
盛岡農事改良実験所	盛岡市
古川農事改良実験所	宮城縣志田郡
大館農事改良実験所	秋田縣北秋田郡
山形農事改良実験所	山形市
安積農事改良実験所	福島縣安積郡
石岡農事改良実験所	茨城縣新治郡

- 二 地に於ける營農、農業及びしゅう落に関する調査研究
三 地に於する技術者の養成
四 地に於する講習
- 2 地研究所は、東京都に置く。
- 3 農林大臣は、地研究所の事務を分掌せられため、所掌の地に地研究所の支所を設けることができる。
- 4 地研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(農事改良実験所)
- 第二十條 農事改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。
- 2 農事改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

朝来農事改良実験所	和歌山縣西牟婁郡
東伯農事改良実験所	鳥取縣東伯郡
出雲農事改良実験所	出雲市
倉敷農事改良実験所	倉敷市
西條農事改良実験所	廣島縣覆茂郡
防府農事改良実験所	防府市
津山農事改良実験所	倉吉縣香川郡
松山農事改良実験所	松山市
高岡農事改良実験所	高知縣高岡郡
二日市農事改良実験所	福岡縣筑紫郡
佐賀農事改良実験所	佐賀市
熊本農事改良実験所	熊本市
大分農事改良実験所	大分市
宮崎農事改良実験所	宮崎市
鹿児島農事改良実験所	鹿兒島市

3 農事改良実験所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十一条 蚕糸試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 裁桑、養蚕、蚕種製造、製糸その他の蚕業に関する試験及び調査

(蚕糸試験場)

- 1 原蚕種の製造及び配布
- 2 桑の接ぎ及び苗木の生産及び配布
- 3 桑葉、糞、飼料、製糸用水その他の蚕業に關係のある物料の分析及び鑑定
- 4 蚕糸試験場は、東京都に置く。
- 5 蚕糸業に関する講習
- 6 蚕糸試験場は、東京都に置く。
- 7 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場の支場を設けることとする。
- 8 蚕糸試験場の内部組織並びに支場を名前、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(家畜衛生試験場)
- 9 第二十二条 農畜衛生試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。
- 10 家畜の衛生に関する試験及び調査
- 11 家畜の疾病に関する予防、消毒及び治療の方法の研究
- 12 家畜用の血清類及び藥品の製造、配給及び検定
- 13 家畜の衛生に関する技術的講習
- 14 農畜衛生試験場は、東京都に置く。
- 15 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることができる。
- 16 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名前、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

2 肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京肥料検査所		東京	都
札幌肥料検査所		札幌	市
名古屋肥料検査所		名古屋	市
福岡肥料検査所		福岡	市

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令で定める。(農業検査所)

第二十四條 農業検査所は、農業の検査を行ふ機関とする。

2 農業検査所は、東京都に置く。

3 農業検査所の内部組織については、農林省令で定める。(輸出品検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

2 輸出品検査所の名称、位置及び前項事務は、左の通りとする。

名	称	位	置	所掌事務
輸出農林水産物検査所		東京都		食料品の検査

輸出農林水産物検査所	東京都	農林畜水産物の検査
------------	-----	-----------

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌せらるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4 輸出品検査所の内部組織立並に支所及び出張所の名稱、位置、前項事務及び内部組織については、農林省令で定める。

5 輸出品検査所は、輸出品取締法(昭和二十二年法律第五十三号)第二条の規定によつて指定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。

(生糸検査所)

第二十六條 生糸検査所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

1 生糸の織成、強度、纖維を含む。以下同じ。に因する検査

2 生糸の検査及び貯蔵に因する研究及び調査

3 生糸の検査及び整理に関する講習

4 生糸の検査に因する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定

5 生糸検査所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
横浜生糸検査所		横浜市	

神戸生糞検査所	神戸市
---------	-----

3 生糞検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(動植物検疫所)

第二十七條 動植物検疫所は、常に掲げる事項を行ふ機関とする。

一 輸出入植物又は輸入病害虫の検査及び取締並びに病害虫の調査研究

二 輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)に基く検疫又は検査

三 輸出家畜及び畜産物の衛生検査

四 國内養鶏毛の消毒

五 農畜防疫上必要な病的材料の検査

六 農畜用の血清類の保管

名 称	位 置
横浜動植物検疫所	横浜市
神戸動植物検疫所	神戸市
門司動植物検疫所	門司市

2 農植物検疫所の名稱及び位置は、左の通りとする。

3 農林大臣は、動植物検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に、動植物検疫所の出張所を設けることができる。

4 動植物検疫所の内部組織並びに出張所の名稱、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。

(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁村の經營改善のために農山漁村における農村工業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農業指導所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
栃木農村工業指導所	宇都宮市
山形農村工業指導所	新庄市

3 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。

(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のためにする農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川縣に置く。

3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。

(国営牧野事務所)

第三十條 国営牧野事務所は、国営牧野の管理を行ふ機関とする。

2

国営牧野事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	所	位
厚岸国営牧野事務所	北海道厚岸郡	
標津国営牧野事務所	北海道標津郡	
美幌国営牧野事務所	北海道美幌町	
樺山国営牧野事務所	岩手県江刺郡	
大湯国営牧野事務所	秋田県大館市	
熱海国営牧野事務所	福島県喜多方市	
大野原国営牧野事務所	宮城県大河原町	
旭野国営牧野事務所	熊本県菊池郡	
飯野国営牧野事務所	宮崎県西諸郡	

3

国営牧野事務所の内部組織は、農林省令で定める。
(競馬事務所)

2

競馬事務所の名称、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名	所	位	管	轄	競	馬	場
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館	札幌、函館				

内七

東京競馬事務所	東京都	福島、新潟、中山、東京、横浜
京都競馬事務所	京都府	京都、阪神、小倉、宮崎

3

競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。
(馬鈴薯原種農場)

2

第三十二條 馬鈴薯原種農場は、馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。
馬鈴薯原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	所	位
北海道中央馬鈴薯原種農場	北海道札幌郡	
後志馬鈴薯原種農場	北海道虻田郡	
胆振馬鈴薯原種農場	北海道勇払郡	
十勝馬鈴薯原種農場	北海道河西郡	
上北馬鈴薯原種農場	青森県上北郡	
嬬恋馬鈴薯原種農場	群馬県吾妻郡	
八岳馬鈴薯原種農場	長野県塩尻郡	

3

馬鈴薯原種農場の内部組織については、農林省令で定める。
(茶原種農場)

2

第三十三條 茶原種農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配付を行う機関とする。
茶原種農場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	株	社
企谷茶原種農場	静岡縣原郡	
奈良茶原種農場	飛良市	

知覽茶原種農場

鹿児島縣川辺郡

3 茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。
(種畜牧場)

第三十四条 種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 牲畜、家きん及び蜜蜂の飼養管理及び改良繁殖。

二 種畜、種きん、種卵及び種蜂の配布並びに種畜の貸付及び種付

三 種畜の登録。

種付事業の指導

有畜能農の奨励

飼料作物種子原種園の経営

2 種畜牧場の名称及び位置は、左の通りとする。

名	所	位
日高種畜牧場	北海道浦河郡	
新潟種畜牧場	北海道浦河郡	置

十勝種畜牧場	北海道河東郡
奥羽種畜牧場	青森縣上北郡
岩手種畜牧場	岩手縣岩手郡
福島種畜牧場	福島縣西白河郡
大宮種畜牧場	大宮市
長野種畜牧場	長野縣北佐久郡
静岡種畜牧場	静岡縣駿東郡
岡崎種畜牧場	岡崎市
兵庫種畜牧場	兵庫縣揖保郡
鳥取種畜牧場	鳥取縣東伯郡
高知種畜牧場	高知縣香美郡
宮崎種畜牧場	宮崎縣西諸郡
麻兒島種畜牧場	鹿兒島縣姶良郡

2 農林大臣は、種畜牧場の事務を全掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることができる。

3 種畜牧場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。
(その他の附属機関)

第三十五條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その目的

は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種	類	回
農林漁業復興金融審議会		関係各大臣の諮詢に応じ、農林漁業復興金の融資に関する主要事項を調査審議すること。
農林物資規格調査会		農林大臣の諮詢に応じ、農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林金融改善特別融通委員会		農林大臣の諮詢に応じ、農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農業失済保険審査会		農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）により政府の行う再保險に関する事項を審査し、並びに農林大臣の諮詢に応じて農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。
中央農業調整審議会		農林大臣の諮詢に応じて、主要食糧農産物についての農業計画その他食糧確保・當時措置法の施行に関する主要事項を審議すること。
種苗審査会		農業種苗法（昭和二十二年法律百十号）の規定による種苗の登録及びその取消を審査すること。

農業審査会		
輸出入植物検疫審議会		農業の登録の審査その他農業取締法（昭和二十一年法律第八十二号）に規定する権限を行うこと。
農産物規格審議会		農林大臣の諮詢に応じ、輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。
農機具審議会		農産物の規格の審査その他指定農林物質検査法（昭和二十二年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
肥料取締審議会		農器具の検定を行い及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。
中央農地委員会		農林大臣の諮詢に応じ、肥料取締に関する重要な事項を調査審議すること。
中央開拓審議会		農地調整法（昭和二十三年法律第六十七号）その他の法令によりその趣旨に応じた事項を処理し、及び農林大臣の諮詢に応じて農地に関する重要な事項を調査審議すること。
農業機械化審議会		農林大臣又は中央農地委員会の諮詢に応じて、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の施行その他開拓に関する重要な事項を調査審議すること。
農林大臣の諮詢に応じ、農業の機械化に関する重要な事項を調査審議すること。		農林大臣の諮詢に応じ、農業の機械化に関する重要な事項を調査審議すること。

審議すること。

農業員合理化審議会
中央作風決定審議会

畜産審議会

獣医師免許審議会

裝蹄師試験審査会

競馬審議会

蚕糸調査会

生糸開拓中央審議会

資材貿易省配給審議会

農林大臣の諮詢に応じて、國皆諮詢の過管並びに紛争及び異議の裁決に関する重要事項を調查審議すること。
關係各大臣の諮詢に応じて、蚕糸業に関する重要事項を調查審議すること。
農林大臣の諮詢に応じ、輸出生糸開拓及び生糸徵充業者の許可等に関する事項を調查審議すること。
所掌事務に係る資材物資の調査配給に因する重要事項を調査審議すること。
農林大臣の諮詢に応じ、輸出生糸開拓及び生糸徵充業者の許可等に関する事項を調查審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員は、(一)は、他の法律(ミヅ)に基く命令を含む。(二)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第三十六條 本省に、左の地方支分部局を置く。

農地事務局

資材調整事務局

作物報告事務局

(所掌事務)
第一款 農地事務局

第三十七條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、(一)に掲げる事務を所掌する。

- 一 自作農創設特別看護に開拓のこと。
- 二 農地の移動施設を統制し、(三)の地農地開拓の調整を図ること。
- 三 用拓地を調査し、その用拓計画を立てること。
- 四 用墾、入植及び營農の指導助成を行うこと。
- 五 用拓者資金の融通を行うこと。
- 六 国営土地改良事業に開拓すること。
- 七 土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。
- 八 用拓用機械、器具及び資材の管理あつ旋に開拓すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
仙台農地事務局	仙台市	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣
東京農地事務局	東京都	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京都、神奈
金沢農地事務局	金沢市	新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣
京都農地事務局	京都市	岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫
岡山農地事務局	岡山市	鳥取縣、奈良縣、和歌山縣
熊本農地事務局	熊本市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒

(内部部局)

第三十九條 農地事務局に、官房の外主の三部を置く。

農地部
開拓部
土地改良部

(内九)

2 前項に定めるもの外、農地事務局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。

(事務所及び事業所)

第四十条 農林大臣は、局務の一部を令掌せしるため、前要の地に、農地事務局の事務所及び事業所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、前項事務局の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(附属機関)

第四十一条 農地事務局の附屬機関として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

2 地方農業機械管理所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(第二款 農業調整事務所)

第四十二条 農業調整事務所は、農林省の所掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の貯蓄及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金の調整に関する事務を分掌する。

2 農業調整事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(所掌事務)

第四十三条 農林大臣は、所掌の一部を令掌せしるため、前要の地に、農業調整事務所の出張所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(出張所)

(第三款 作物収穫事務所)

(附 務事務)

第四十四條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積又は農作物の作況の調査並びに農村における統計的経済調査に関する事務を分掌する。
 2 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、作物報告事務所の出張所を設けることができる。
 3 作物報告事務所及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(附 屬機関)

第四十五條 作物報告事務所の附屬機関として、作元報告審議会を置く。作元報告審議会は作物報告事務所長の諮詢下に於て、農作物の作況に因し、調査審議することを目的とする機関とする。

2 作元報告審議会の名稱、位置、内部組織及び委員その他の職員について、政令で定める。

外九

第三章 (外局)

(外局の設置)

第四十六條 國歲行改組農法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、左の通りとする。

食糧庁

林野庁

水産庁

第一節 食糧庁

第一款 総則

(食糧庁の任務及び長)

第四十七條 食糧庁は、主要食糧の國家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。

又 食糧庁は、食糧庁長官を長とする。

(食糧庁の権限)

第四十八條 食糧庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第四十
 五号から第四十九号まで及び第六十四号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局)

第四十九條 食糧庁に左の四部を置く。

総務部

経理部

食糧部

(総務部の業務)

第五十條 総務部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。
- 二 主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を図ること。
- 三 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。
- 四 主要食糧の価格に関する連絡調整を行うこと。
- 五 主要食糧、飲食料品及び油脂に關する團体の指導監督及び助成を行うこと。
- 六 主要食糧及び飲食料品及び油脂の検査に關すること。
- 七 主要食糧及び飲食料品の試験研究に關すること。

八、食糧配給公団、食料品配給公団及び油糧配給公団に關する事務。

九、前各号に掲げるものの外、食糧庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に屬しない事務に關すること。

(経理部の業務)

第五十一條 経理部においては、食糧管理特別会計の經理をつかさどる。

(食糧部の業務)

第五十二條 食糧部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 主要食糧の集荷、配給、消費等の他需給の調整を行ふこと。
- 二 主要食糧の輸出への統制を行うこと。
- 三 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の発達、改善及び調整を図ること。

(食糧部の業務)

第五十三條 食品部においては、左の業務をつかさどる。

- 一 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 二 飲食料品及び油脂の生産、流通等に關する義務の発達、改善及び調整を図ること。

第三款 附屬機關

(食糧研究所)

第五十四條 第五十五條に規定するもの以外、食糧庁に附屬機関として食糧研究所を置く。

又、食糧研究所は、だに獨ける事項を行ふ機関とする。

一、食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二、食糧に関する分析、鑑定及び検定

三、試験研究のため製造し又は加工した製品及公その原料又は材料の配付

四、食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

3 食糧研究所は、東京都に置く。

4 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附属機関)

第五十五條 食糧庁の附属機関として工業食糧規格審議会を置く。工業食糧規格審議会は、工業食糧の規格の審査その他指定農林物資検査法の規定による権限を行うことを目的とする機関とする。

又 工業食糧規格審議会については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(食糧事務局)

第五十六條 食糧庁は、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

(食糧事務所)

第五十七條 食糧事務所は、食糧庁の所掌事務を分掌する。

又 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に農林産物の検査に関する事務をつかさどらせることがある。

3 食糧事務所の名稱、位置、管轄区域及び内訳組織については、農林省令で定める。

(支所及び出張所)

第五十八條 農林大臣は、前項の一部を分掌せらるため、前項の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることとができる。その名稱、位置、管轄区域及び内訳組織については、農林省令で定める。

第二節 林野庁

第一款 總則

(林野庁の任務及び長)

第五十九條 林野庁は、國有林等及公有林等の行造林地の管理及び經營、民有林野の同する指

導監督、林産物の生産、流通及び消費の調整その他林業の発達改善に関する事務を行ふことを主たる任務とする。

又 林野庁は、林野庁長官を長とする。

(林野庁の権限)

第六十條 林野庁は、その所掌事務を遂行するため、第百帳第一号から第十六号まで、第五十一号より第六十二号まで及び第三十五号に掲げる権限を行使する。

{ 第二款 内部部局
第五十一号 }

第六十一條 林野庁に、左の三部を置く。

(内部部局)

林政課

指導部

業務部

(林政部の事務)

第六十二條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

一、林業行政に関する企画を行うこと。

二、林業に関する総合調整を図ること。

三、國有林野の管理及び処分並びに公有林野官行造林地の管理に関する事務。

四、木材、薪炭、其の他の林産物及び加工炭の生産、流通、消費の増進、改善及び調整を行うこと。

五、木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関する事務。

六、森林組合其の他の林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

七、林道に関する指導監督を行うこと。

八、前各号に掲げるものの外、林野庁より所掌事務で他部及び他の機関が所掌する事務に関する事務。

(指導部の事務)

第六十三條 指導部においては、左の事務をつかさどる。

一、國有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に関する事務。

二、民有林野の造林、營林及び治水に関する事務。

三、保育林に関する事務。

四、森林火災國営保険に関する事務。

五、森林火災國営保険特別合計の經理を行うこと。

六、林業に関する試験、研究及び調査を企画し並びに國営試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。

七、野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩獵の取締を行うこと。

(業務部の事務)

第六十四條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、國有林野及び公有林野官行造林地の造林、售林及び治水に関する事。
- 二、國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品の販賣すること。
- 三、欽立木の取扱、加工及び外分の販賣すること。
- 四、薪炭の買入、売渡等の業務に因ること。
- 五、國有林野事業特別会計及び薪炭需給調節特別会計の整理を行ふこと。

第二款 附屬機關

(林業試験場)

- 第六十五條 第六十六條に規定するもの以外、林野庁の附屬機関として林業試験場を置く。
- 林業試験場は、林業に関する試験、分析、船走、調查及び講習並びに種苗及び標本の配付を行ふ機関とする。
- 林業試験場は、東京都に置く。
- 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地位に林業試験場の支場及び分場を設けることとする。
- 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(その他の附屬機関)

第六十六條 在の上欄に掲げる機関は林野庁の附屬機関として置かれるものとし、目的は、それ各自下欄に記載する通りとする。

機 関	目 的
社寺保管林区分審査会	農林大臣の諮詢に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある財産の区分に因する法律(昭和廿二年法律第五十二号)の規定によつてその権限に属させた事務を調査、審査すること。
林産物規格審議会	林産物の規格の審査の他指定農林物資検査法の規定する権限を行うこと。
森林火災国営保険審査会	森林火災国営保険法(昭和十二年法律第ニ五号)により森林火災国営保險に関する事項を審査すること。
地方森林会	森林法(昭和四十一年法律第百四十三号)の規定によつてその権限に属させた事務を調査、審査すること。

又、社寺保管林区分審査会、林産物規格審議会、森林火災国営保険審査会及び地方森林会について、それは、それそれ社寺等に無償で貸し付けてある財産の区分に関する法律、指定農林物資検査法、森林火災国営保険法及び森林法の定めるところによる。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第六十七條 林野庁に在る地方支分部局を置く。

營林局

木炭事務所

營林署

へ營林局

第六十八條 营林局は、林野庁の所掌事務のうちをに掲げるものを分掌する

一 國有林野及び公有林野官行造林他の管理經營を行うこと。

二 民有林野の营林指導並びに森林治水事業に因すること。

三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品に因すること。

四 立木の取得、加工及び処分に因すること。

五 营林署を指揮監督すること。

第六十九條 营林局の名稱、位置及び管轄区域

名稱	位置	管轄区域
内之三		
旭川營林局	北海道上川郡	北海道
	上川郡(石狩國)宗谷郡	礼文郡
	利尻郡	天塩郡
	中川郡(天鹽國)若前郡	枝幸郡
	爾湯郡	上川郡(天鹽國)
	留萌郡	
	増毛郡	
北見營林局	北海道北見市	北海道
	北見市	紋別郡
	網走市	常呂郡
	勇払郡の一部	斜里郡
北海道	帶広市	目梨郡
		標津郡

名 称	位 置	管 轄	區 域
帶広營林局	北海道帶広市	野付郡 厚岸郡 釧路市 足寄郡 河東郡 廣尾郡	根室郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 十勝郡 上川郡(十勝國) 河西郡
札幌營林局	北海道札幌市	札幌市 空知郡之一部 沙流郡 勇払郡之一部 新居郡 静内郡	北 海 道 志 見 沢 市 札 幌 市 夕 張 市 石 狩 市 夕 張 市 静 内 郡
函館當林局	北海道函館市	函館市 佐伯郡 江別郡 北 海 道 佐 伯 市	外 の 町 三 石 郡 曉泉郡 小樽市 余市郡 穂釧郡 佐田郡 有珠郡 豐前郡 龜田郡 與尻郡 山越郡 鹿別郡 古宇郡 磯谷郡 千歲郡 高島郡 占平郡 美國郡 岩内郡 歌棄郡 寿都郡 瀬棚郡 久遠郡 茅部郡 松山郡

名 称	位 置	管 轄	域
名古屋營林局	愛知縣名古屋市	恵那郡の一部	三
高知營林局	高知縣高知市	加茂郡	轄
熊本營林局	熊本縣	本巣郡	武儀郡
大阪營林局	大阪府 大阪市	可児郡	揖斐郡
	大阪府	岐阜市	多治見市
	滋賀縣	大垣市	福井郡
	和歌山縣	不破郡	海津郡
	山口縣	養老郡	山縣郡
	高知縣	岐阜市	土岐郡
	福岡縣	可児郡	稻葉郡
	徳島縣	多治見市	安八郡
	鳥取縣	羽島郡	山縣郡
	島根縣	大垣市	三重郡
	岡山縣	不破郡	轄
	香川縣	養老郡	三
	高知縣	岐阜市	轄
	徳島縣	可児郡	武儀郡
	鳥取縣	多治見市	土岐郡
	島根縣	羽島郡	稻葉郡
	岡山縣	安八郡	山縣郡
	香川縣	山縣郡	三
	高知縣	岐阜市	轄
	徳島縣	可児郡	武儀郡
	鳥取縣	多治見市	土岐郡
	島根縣	羽島郡	稻葉郡
	岡山縣	安八郡	山縣郡
	香川縣	山縣郡	三
	高知縣	岐阜市	轄
	徳島縣	可児郡	武儀郡
	鳥取縣	多治見市	土岐郡
	島根縣	羽島郡	稻葉郡
	岡山縣	安八郡	山縣郡
	香川縣	山縣郡	三

- 又 前項の表に掲げる管轄地域中の一部としてある地域は、農林大臣が定める。
- 3 林産物の運搬設置その他第一項の二以上の管轄局の管轄区域に付たり經營することを要する事項に關しては、農林大臣がその管轄局を指定することとする。
- 4 林産物の運搬設置その他特別の必要あるときは、農林大臣は、管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせ又は管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせることができる。
(内部部局)
- 第七十條 管轄局は左の三部を置く。
- 森林部
経営部
事務部
- 又 前項に定めるもの以外、管轄局の内部部局の組織の細目については、農林省令で定める。
- 第七十一條 管轄局は、林野庁の所掌事務のうち、左の各事務に付ける事務を分掌する。
 一 國有林野及び公有林野官行造林地の造林地の管轄を実施すること。
 二 民有林の管轄を指導すること。
- 三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四、立木の収得、加工及公処分を行うこと。

又、官林署の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3、林産物の運搬設備の管理その他二以上の官林署の管轄区域にわたる事項に関する事務は、官林局が、その管轄署を指定することを出来る。

（へ木炭事務所）

第七十二條 木炭事務所は、林野庁の所掌事務のうち薪炭の買入、壳炭等に用する事務を分掌する。

又、木炭事務所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。（へ出張所）

第七十三條 農林大臣は、前項の一部を分掌させるため、前項の地に、木炭事務所の出張所を設けることができる。

又、出張所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産庁

（へ水産庁）

第七十四條 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の定めるところによる。

第四章 職員目録

（へ職員）

第七十五條 農林省に置かる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

（へ定員）

第七十六條 農林省に置かる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

（へ設置）

第七十七條 農林省所掌の公團は左の通りとする。

食糧配給公團

肥料配給公團

食料品配給公團

油糧配給公團

又、食糧配給公團、肥料配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團については、

それぞれ、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七

十一号) 食料配給公團法(昭和二十二年法律第二百一号)、飼料配給公團法(昭和二十二年法律第二百一号)及び油糧配給公團法(昭和二十二年法律第二百三号)の定めうところである。

附 則

(施行期日)

第七十條 この法律は、昭和二十四年六月一日より、施行する。

(關係法令の廢止)

第七十九條 在の法律、命令及び政令は廢止する。但し、法律へは以て基く命令を含む。又は別段の定のある場合を除く外、從前の民間及び職員はこの法律に基く相当の権限及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農業改良局設置法(昭和二十三年法律第二百六十三号)

農業改良局設置法施行令(昭和二十三年政令第二百二十一号)

農林省官制(昭和十八年勅令第ハ百二十一号)

農林部内臨時職員等設置令(昭和十八年勅令第ハ八百二十二号)

食糧管理局官制(昭和十六年勅令第ハ六十三号)

農林省官制(昭和十八年勅令第ハ八百二十二号)

食糧管理局官制(昭和十六年勅令第ハ四四号)

林野局官制(昭和二十六年勅令第ハ四四号)

營林署官制(大正十三年勅令第三百六十六号)

農事試驗場官制(明治二十六年勅令第ハ十八号)

茶葉試驗場官制(大正八年勅令第ハ五十八号)

園芸試驗場官制(大正十五年勅令第ハ三号)

畜產試驗場官制(大正五年勅令第ハ九十一号)

蚕糸試驗場官制(大正三年勅令第ハ三号)

農業綜合研究所官制(昭和二十一年勅令第ハ五百一十三号)

開拓研究所官制(昭和二十一年勅令第ハ八十四号)

食糧研究所官制(昭和二十二年勅令第ハ四十号)

生糸検査所官制(昭和四十一年勅令第ハ七十号)

種畜牧場官制(昭和二十二年勅令第ハ五十号)

蚕糸調查公團制(昭和二十一五年勅令第ハ六十四号)

獸醫師試驗委員會官制(昭和十四年勅令第ハ十二号)

水産試験場官制（昭和四年勅令第二十三号）

文、前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものであります。

○○○理由

國家行政組織法の施行に伴り、農林省設置法を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



